

# 振興課關係

## 1. 市町村地域包括ケア推進事業について

- 地域住民が住み慣れた地域で安心して過ごすためには、
  - ① 一人一人のニーズに応じて、医療や介護のみならず、介護保険外サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場で用意されていること
  - ② 同時に、サービスがバラバラに提供されるのではなく、包括的・継続的に提供できるような地域での体制づくりが必要である。(地域包括ケア)
- 包括的・継続的にサービスを提供するには、地域住民のニーズに応じて医療・介護・福祉サービスなどを適切にコーディネートし、適時に供給する体制が必要であるが、その中心的な役割として、地域包括支援センター等が活躍することを期待されているところ。(地域包括支援ネットワークの構築)
- そこで、市町村が地域住民のニーズや地域課題を把握し、地域包括支援センター等を活用して地域のコーディネート機能を強化し、ニーズに対応するための介護保険外サービスを含めた地域包括支援ネットワークを強化推進していくことにより、地域包括ケアの体制づくりを推進するための事業を創設したもの。
- また、今後、地域包括ケアを全国的に推進していくため、事業の検証等を併せて行うこととしており、事業の詳細については別添を参照されたい。
- 今後の地域包括ケア推進のため、本事業の積極的な活用について管内市町村に対して周知願いたい。
- なお、各都道府県におかれては、本事業の円滑な実施にご協力をお願いするとともに、本事業に限らず管内市町村の地域包括ケアの推進のための取組み状況を把握していただき、厚生労働省へ情報提供していただくとともに、管内市町村へ広く周知していくなど全国的な地域包括ケアの推進にご協力をお願いしたい。

## 市町村地域包括ケア推進事業の概要

### 目的

地域包括ケアを推進するため、地域包括支援センター等のコーディネート機能の強化や地域課題に対応した課題解決の仕組み作りを行う。

### 実施主体

市区町村。ただし、事業の全部又は一部を、事業を適切に実施できる事業所等に委託することができる。また、事業の実施範囲は、市区町村内の特定の地域（例えば、〇〇地域包括支援センターの担当圏域など）を対象として実施することも可能。

### 事業の全体像（詳細は別紙）

- ① 地域の課題を把握するための調査を実施（既存の調査の活用も可）。  
※補助対象外

- ② ①の結果を受け、
- ・地域包括支援センター等機能強化事業
  - ・集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業を実施。

#### 地域包括支援センター等機能強化事業

**基本事業**（基本的にすべての市区町村において実施）

【全国で50市区町村が対象予定】

- 地域包括支援ネットワーク強化推進事業
- 地域包括支援センター等広域連携事業
- 地域の実情に応じた事業

補助単価の目安：

1市区町村につき3事業合わせて800万円程度

**選択事業**（基本事業を実施した上で実施主体の判断により実施）

【基本事業を実施する市区町村のうち5市区町村が対象予定】

- IT化推進事業

補助単価の目安：1市区町村につき1,000万円程度

集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業  
【全国で5市区町村が対象予定】

補助単価の目安：1市区町村につき2,000万円程度



③ 今後の地域包括ケア推進のための検討に資するため、ケア上の効果や課題、事業のコスト等について検証を行い、厚生労働省において実施する会議等において報告

今後のスケジュール

- ・平成22年3月中に厚生労働省より協議書を送付し、スケジュールをお示しする予定
- ・検証（中間報告）については平成22年度末に行う予定

## 地域の課題を把握するための調査について

### ○調査の必要性

- ・地域の課題を把握するための調査（以下「地域実態調査」）は、地域の高齢者世帯に対しアンケート調査等を実施し、地域包括ケアを推進する上での個々の高齢者のニーズや地域の課題を把握するもの。
- ・地域実態調査により、課題解決のためにどのような仕組みやネットワークを、どの程度構築していくことが適当かを把握することが可能となることから、本事業を実施する上で必要不可欠なもの。

### ○実施方法

- ・地域実態調査は、介護予防の特定高齢者把握調査と一体的に実施するなど、手法によっては効果的・効率的に実施が可能なものでもあり、①調査対象（全世帯を対象とするのか、抽出により行うのか）、②地域設定、③調査表（調査項目）、④配付・回収方法などについて、市区町村によって最も適した方法を選択することとし、調査方法等を特に規定はしない。
- ・新たに地域実態調査を実施する場合は、平成21年度に厚生労働省の老人保健健康増進等事業によりモデル的に行っている調査があるので、参考とされたい。なお、地域実態調査の実施に係る経費については、補助の対象外である。
- ・すでに地域課題の把握が可能な調査を実施している場合は、その調査結果を活用して、本事業により事業展開を図ることも可能である。
- ・また、例えば調査方法として高齢者世帯を対象としたアンケート調査によるものでなくとも、地域の高齢化率や独居世帯数、あるいは地域のケアマネジャーからのヒアリング調査、センター等における相談受付内容の集計・分析など、地域の課題が把握可能な指標の分析を行うことにより、地域実態調査に代わるものとして活用することや既に第4期介護保険事業計画において地域課題を把握し、新たな事業展開を位置付けているようなケースも活用可能である。

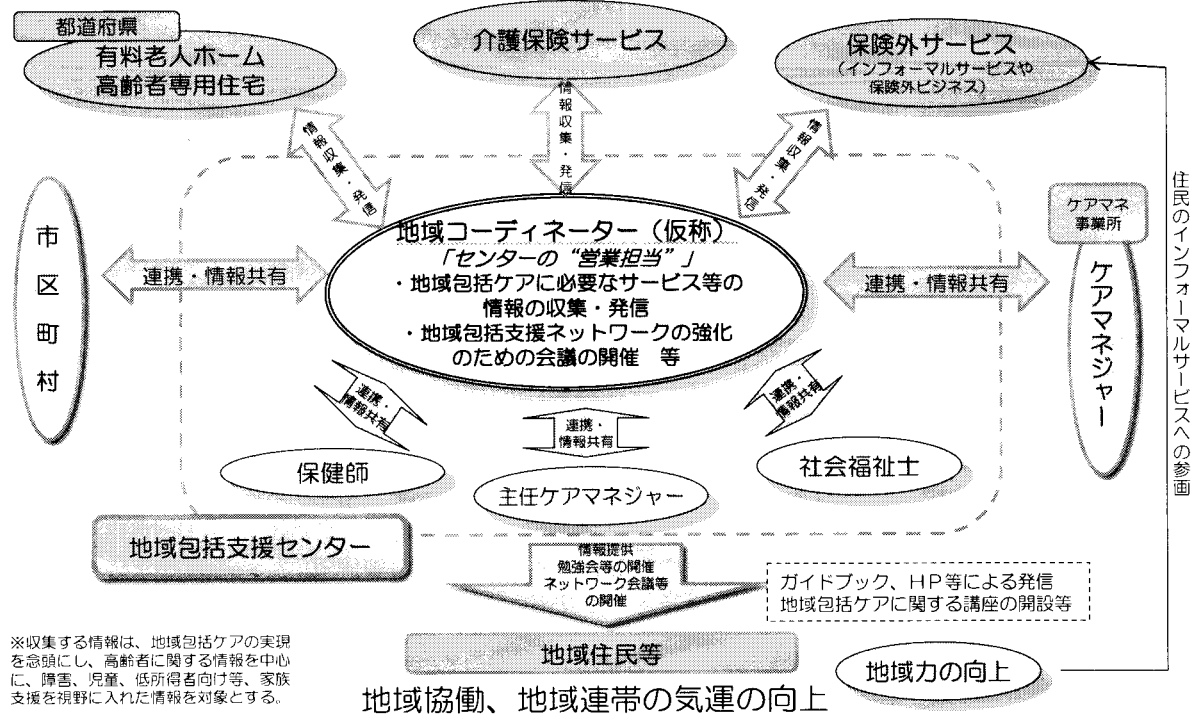
## 地域包括支援センター等機能強化事業①

### ○地域包括支援ネットワーク強化推進事業【基本事業】

- ・センター等において、介護保険サービスに関する情報はもとより、配食サービスや見守り活動などの介護保険外サービスや暮らしの基礎となる有料老人ホームや高齢者専用賃貸住宅等の住宅に関する情報など、地域包括ケアに必要なサービス情報を収集し、センター内や市区町村、地域のケアマネジャー、さらには地域住民へ情報を発信していく担当者（以下「地域コーディネーター（仮称）」という。）を配置することにより、
  - ①情報の収集・発信活動を通じてサービス事業所等との関係を構築（地域包括支援ネットワーク構築のきっかけ作り）あるいは地域におけるセンター等の認知度向上
  - ②総合相談支援やケアマネジメントにおける介護保険外サービス等の活用を促進等を図る。なお地域コーディネーター（仮称）の配置は、センター等と連携関係を保つことが可能であれば、センター内に限らず配置することが可能である。
- ・また、NPO等の地域活動の主体等が参加するネットワークづくりための会議を開催すること等により、NPO等の活動内容、抱える課題の共有あるいは今後の地域活動の方向性を検討していくことで、既存の活動主体の側面的な支援や新たな介護保険外サービスとの連携を図る。
- ・さらに、地域コーディネーター（仮称）が各種専門職と連携した上で、地域包括ケアに関する勉強会や各種講座等を地域で開催することにより、地域住民等へ地域活動への働きかけを行い、地域包括ケアの理解を進めるとともに、地域住民による見守り活動等介護保険外サービスの構築へと導く（地域力の向上）。なお、地域住民による見守り活動等実際の地域活動に係る経費については、後述する「地域の実情に応じた事業」として実施することが可能である。

# 地域包括支援ネットワーク強化推進事業のイメージ

センター内に地域コーディネーター（仮称）を配置する場合



## 地域包括支援センター等機能強化事業②

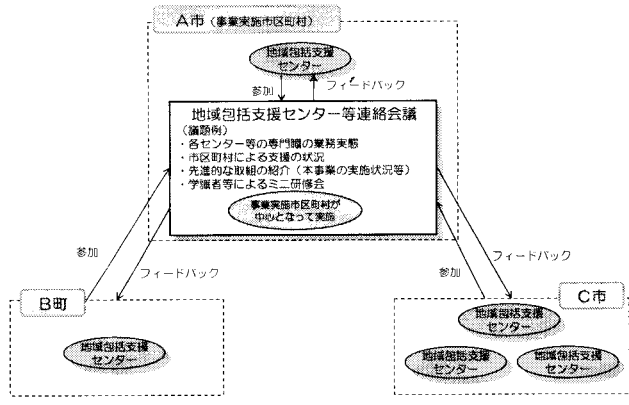
### ○地域包括支援センター等広域連携事業【基本事業】

（センター等の課題把握や先進的な取組に関する情報共有）

本事業を実施している市区町村及び当該市区町村内のセンター等、及び近隣の市区町村又はセンター等により構成される地域包括支援センター等連絡会議を設置し、本事業の実施状況の他、専門職の業務実態や市区町村による支援の状況といった各センターの運営に関する情報交換、地域包括ケアの実現を目指した先進的な取組を行っているセンター等に関する情報共有等を行うことにより、センター等の現状を把握し、課題を認識した上で、今後のセンター等の方向性を検討する。また、把握した課題にどう対処していくのか、その検討に資するため、学識経験者等による研修会を実施するもの。

なお、実施主体の市区町村が近隣の市区町村（例えば、各都道府県が策定している介護保険支援計画において設定している圏域を構成する市区町村など）を纏める形で実施することとする。

### 地域包括支援センター等広域連携事業



## 地域包括支援センター等機能強化事業③

### ○地域の实情に応じた事業【基本事業】

センター等のコーディネートにより、NPO等の地域の様々な社会資源を活用しながら、連携を強化し、個々の地域の課題に応じた事業を実施する。

#### (事業展開例)

- ・うつ症状や認知症を有する家族介護者が多いことから、医療機関等と連携し、センター等の職員とともに同行訪問を実施。あるいは家庭の中で孤立している家族介護者の精神的負担を軽減するため、家族介護者同士のサークル活動や先輩介護者からのアドバイスを受ける場を提供
- ・古い住宅団地等が密集する地域で、引きこもりの傾向がある単身高齢者が多い地域において、いつでも気軽に使えるサロンを設置
- ・病院や市区町村役場における各種手続き、あるいは物販購入時の消費者被害への不安といった、認知症や一人暮らし高齢者等のちょっとした日常生活上の困りごとに対応するため、行政や既存の支援機関へ繋がる一歩手前の支援を行う“よろず相談屋”を地域のNPO等との連携により設置
- ・認知症に対する地域の理解が得られていないことから、町内会や民生委員はもとより、新聞・郵便といった居宅を訪れる事業所や、地元の商店街・金融機関・公共交通機関等の一般企業、警察や学校等、高齢者の日常生活に関連する事業所等を巻き込み、認知症サポーター養成講座等を活用して、早期発見や生活支援の仕組みを構築する。

等々

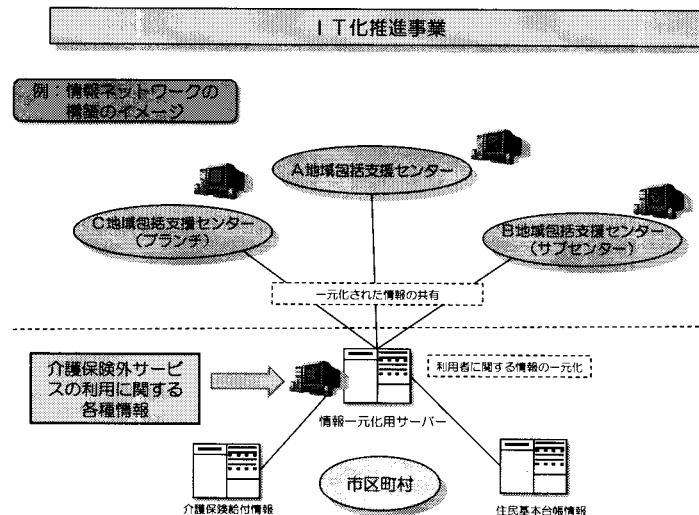
5

## 地域包括支援センター等機能強化事業④

### ○IT化推進事業【選択事業】

(センター等の情報化の推進)

地域包括支援センター等において、利用者の支援に必要な介護給付関連情報や住民基本台帳情報、現在利用している介護保険外サービスに関する情報等、利用者に関する情報を一元化し、市町村とセンター等の間でオンラインで結ぶことで、相談支援の場面におけるタイムリーな対応やセンター等の職員の情報収集に係る手間を軽減する。また、地域の情報マップ作成ソフトの開発又は購入など、業務を円滑に進めるためのセンター等の情報化を推進することにより、センター等における業務の中心が、地域包括ケアのコーディネート機能にシフトしていくことの一助とする。

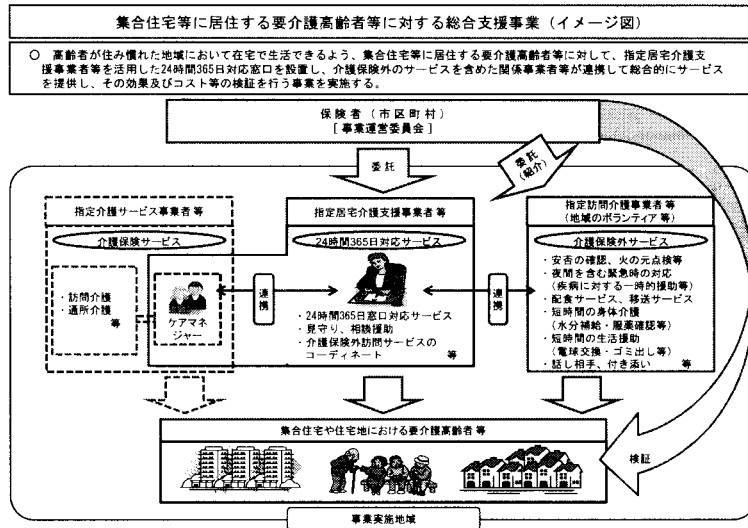


6

# 集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業

## ○集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業

集合住宅等に居住する要介護者等に対して、指定居宅介護支援事業者、特別養護老人ホーム、指定小規模多機能型居宅介護事業者等を活用した24時間365日対応窓口を設置し緊急時の対応や相談援助等を行うとともに、介護保険外のサービスを含めた関係事業者等が連携して総合的にサービスを提供する事業を実施する。（孤立死の防止や利用者の安心感につながる）



7

# 補助の考え方

## ○事業に応じて一定額を設定

	地域包括支援センター等機能強化事業	集合住宅等に居住する要介護者等に対する総合支援事業
事業名	基本事業 ・地域包括支援ネットワーク強化推進事業 ・地域包括支援センター等広域連携事業 ・地域の実情に応じた事業	選択事業（基本事業の実施が必須） IT化推進事業
補助単価（定額）の目安	3事業合わせて800万円程度	1,000万円程度 (市区町村からの協議状況により変動する可能性有り)
対象市町村数	50市区町村	5市区町村 (市区町村からの協議状況により変動する可能性有り)

## ○補助期間

平成22年度及び平成23年度の2年間国庫補助を行う予定。本事業は事業の検証を行うこととなっていることから、基本的には2カ年継続して同一の事業を行うこととするが、同一事業を他の地域で実施したり、事業規模の拡大・縮小、中間的な検証を受けての事業の改善を妨げるものではない。

8



# 事業の検証及び報告の方法

## ○事後検証の実施

今後の地域包括ケア推進のための検討に資するため、平成22年度末及び23年度末に、事業実施によりどのような効果があったのか、コストがどの程度かかったか、といった観点から検証を実施する。なお、検証に必要な項目等の詳細については別途お知らせする。

(想定される検証の視点)

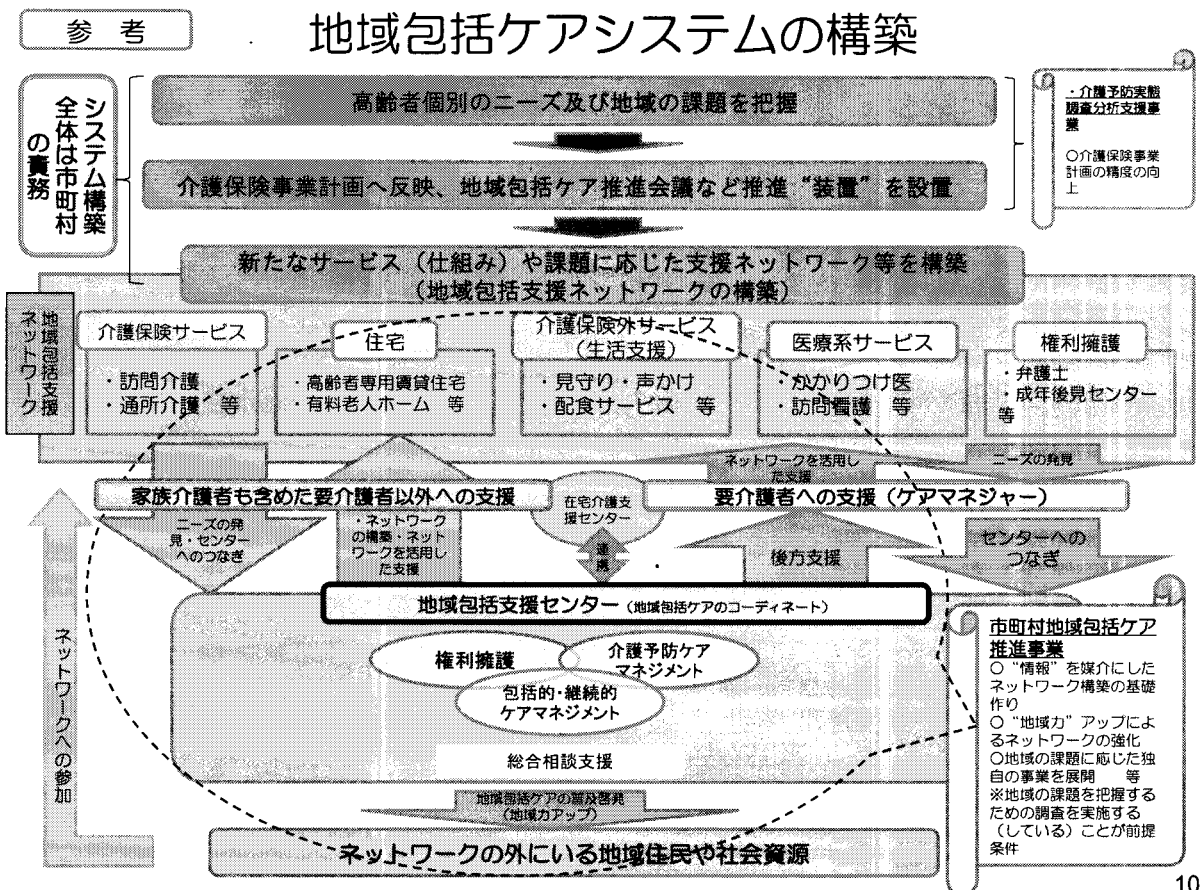
- ・地域包括ケア推進上の効果（例えば地域コーディネーター（仮称）を配置したことにより、センターにおいて介護保険外サービスに係る情報が豊富になり、予防のケアプランへ反映が可能になった、あるいは地域のケアマネジャーへ有益な情報提供が可能となりプランのサービス内容に幅が出た等）
- ・事業展開上の課題（例えば支援に必要な情報をどこまで共有できるかといった個人情報保護の点等）
- ・コストパフォーマンス（費用対効果）
- ・今後の事業展開への提案（効果や課題を踏まえた事業の改善や新たな事業の提案等）
- ・その他特筆すべき事項

## ○検証結果の報告

各年度末に実施した事業の検証結果については、全国的に地域包括ケアを推進していく観点から、広く他のセンター等に情報提供していくため、本事業の「地域包括支援センター等広域連携事業」や厚生労働省において設定する会議等において報告する。

厚生労働省における報告の方法や時期については、追って詳細をお知らせする。

9



## 2. 地域包括支援センター等の適切な運営について

### (1) 地域包括支援センターの体制の充実について

○ 地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、調査結果（別紙参照）によると平成21年4月末時点で4,056ヶ所と全ての市町村において設置され、専門職員の配置人数が6人以上となっているセンターが増加するなど、人員、体制の整備が進んでいるものと考えているところである。

○ しかしながら、一方で、センター職員が介護予防支援業務に追われて、本来業務を十分に果たすことが難しいとの指摘もされているところであり、センターが高齢者の生活を支える総合機関として期待される役割を十分に果たすためには、総合相談支援などの包括的支援業務と介護予防支援業務に携わる職員を適切に配置することが重要である。上記調査結果では、介護予防支援業務に従事する職員1人当たりの実施件数は、全国平均で26.7件であるが、その内訳を見ると、

① 包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務する職員だけで介護予防支援業務を実施しているセンターが約53%

② 兼務職員のほか介護予防支援業務専従の職員も併せて配置し、介護予防支援業務を実施しているセンターが約47%

と対応が分かれているところである。

(※) 地域包括支援センターにおける介護予防支援業務専従職員の配置状況

包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務する職員だけで介護予防支援業務を実施しているセンター	2,149箇所	53.0%
介護予防支援業務専従の職員も併せて配置し、介護予防支援業務を実施しているセンター	1,907箇所	47.0%
合 計	4,056箇所	100%

○ 介護予防支援業務については、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員以外の職種の職員（介護支援専門員、3年以上経験の社会福祉主事など）も配置できることから、各都道府県におかれては、管内市町村に対し、介護予防支援業務に必要な人員を確保されるよう改めて周知願いたい。

- 総合相談支援などの包括的支援業務等に要する経費である地域支援事業交付金については、昨年同様、事業の円滑実施に必要な予算（※）を確保していることから、各都道府県におかれては、管内市町村に対して、必要な財源の確保を図るとともに、地域の実情に応じた適切なセンターの体制整備に努めるよう周知願いたい。

（※）平成21年度予算679億円、平成22年度予算（案）698億円

- また、平成21年度第1次補正予算で積み増しされた「緊急雇用創出事業」においては、地域包括支援センターにおける事務職員等を雇用する事業を実施しているところであり、センターの業務を円滑に進めるために効果的であることから、市町村において積極的に活用されるよう周知願いたい。
- センターの業務全般を効果的かつ円滑に実施するためには、センターの体制整備を図るとともに、関係機関等との密接な連携が必要である。一昨年通知した「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」も参考に関係機関等との密接な連携を図られるようご配慮願いたい。なお、発出した事務連絡の内容は、介護保険法をはじめとする関係法令並びにこれまでに発出した通知、Q&Aの考え方を踏襲したものであるので申し添える。

【「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」より抜粋】

3 センターの業務全般を効果的に推進するための在宅介護支援センター等の活用について

- 市町村は、センターの業務全般を効果的に推進するため、センター自らの活動のみならず、十分な実績のある在宅介護支援センター等を、住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上でセンターにつなぐための窓口（ランチ）や支所（サブセンター）として活用させること。
- 上記のほか、市町村は、包括的支援事業の総合相談支援業務を効果的に推進するため、地域の実情に応じて、十分な実績のある在宅介護支援センター等に対し、センターが行う総合相談支援業務の一部である実態把握や初期段階の相談対応業務を、センターと協力、連携のもとに実施させること。

なお、これらの業務を在宅介護支援センター等が実施した場合は、適切な額を協力費・委託費等として支

出する必要があること。

また、センターは、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握すること。

\*十分な実績のある在宅介護支援センター等これまで地域で培ってきた24時間又は土、日曜日、祝日における相談や、地域に積極的に出向いて要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の状況等の実態把握、介護ニーズ等の評価等について十分な実績や経験を有する団体

- また、これまで以上に、地域において十分な実績や経験を有する在宅介護支援センター等との連携のほか、「生活・介護支援サポーター養成事業」の研修修了者、「認知症対策連携強化事業」で配置される認知症連携担当者などの地域における新たな支援者との連携を十分に図るよう、管内市町村に対して周知、徹底願いたい。

## (2) 責任主体としての市町村の役割の徹底等

- 市町村は、センターの責任主体として位置付けられており、その運営について一般的に責任を負うものである。こうした役割については、市町村が運営を委託している場合であっても何らかわるところはなく、センター運営協議会などを活用しながら、センターが円滑に運営されるよう環境整備や必要な支援などを市町村自らの責任において行う必要がある。
- センター運営協議会については、「地域包括支援センターの設置運営について（平成18年10月18日老計発1018001・老振発1018001・老老発1018001号老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）」において、センターの事業計画書や事業報告書等の提出を受けるとともに、必要な基準を作成した上で、センターの事業内容を評価することや、地域における介護保険外サービス等との連携体制の構築等地域包括ケアに関する事等も協議することとなっていることから、これらの所掌事務を踏まえた適切な運営をお願いしたい。
- また、地域包括支援センターが十分住民に認知されていないという指摘もあることから、広報紙やパンフレット等による周知や、市町村が設置している地域包括支援センターであることについて、住民が十分認識できるようなサイン（看板）を

設置するなど、各市町村の工夫により周知する必要があり、これらのことについて、改めて管内市町村に周知、徹底願いたい。

- さらに、都道府県においても、市町村を広域的に支援する役割を担うものであり、センターの業務が円滑に運営されるため、管内市町村における介護予防支援業務の実態などの運営状況の把握や情報提供など積極的な取組みや支援を引き続きお願いしたい。

### **(3) 地域包括支援センター職員研修等研修事業と新たに創設する地域包括ケア推進指導者養成事業について**

- 地域包括支援センター職員等研修事業については、昨年11月に実施された行政刷新会議の事業仕分けにおいて、「地方に移管」という評価を受けたところ。
- この評価結果を踏まえ、国庫補助については廃止するが、センターの職員等の質の確保の観点から、今後も都道府県・指定都市においては介護保険事業支援計画を踏まえ継続的に研修を実施されるようお願いしたい。
- また、受講料負担等の事業に係る経費については、市町村職員の質の向上に係る経費として、地域支援事業交付金の対象経費として計上することも可能なので、管内市町村に周知・調整願いたい。
- なお、地域包括ケアの考え方を踏まえたセンター等の一体的な運営や地域のネットワーク構築を推進する中心的な職員を重点的に育成するため、センター等の全体をマネジメントするセンター長やリーダー的な役割を担う経験豊富な職員あるいは地域包括ケアを推進する責任主体である市町村職員等を対象とした地域包括ケア推進指導者養成事業を創設する予定である。
- 本事業については、全国で一定以上の専門的知見を有する者を重点的に育成することとしたものであり、国が直接事業を実施する事業（事業を適切に実施できる民間団体へ委託）として位置付けている。
- 事業の詳細は以下のとおりであるが、各都道府県におかれては、今後の地域包括ケアの推進主体として、中心的な役割を担うセンター等のセンター長やリーダー的

役割を担う職員等の積極的な受講を各市町村へ促すなどの協力をお願いしたい。

## 【地域包括ケア推進指導者養成事業】

### ○事業創設の背景

平成18年に、地域における総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援等を行う中核機関として地域包括支援センターが創設されたところ。

地域包括支援センターがすべての保険者に設置され、概ね業務が定着してきたこの機会を捉え、地域包括ケアのコーディネート機関として、その機能を強化していく必要がある。

このため、本事業においては、地域包括ケアの考え方を踏まえた地域包括支援センター等の一体的な運営や、地域のネットワーク構築を担う中心となる職員を、国において全国で均質的に一定以上の専門的知見を有する者として重点的に育成することとしたもの。

また、本事業により育成された職員は、センター内での指導や地域で行われる研修の講師として活動すること等により、効率的・効果的な事業展開を図ることも期待される。

### ○事業の概要

事業の実施方法については、詳細は検討中であるが、センター等に勤務するセンター長又はセンター長に準ずる者等に対して、地域包括ケアを推進するための以下の科目(案)について2日間程度の研修を全国数ブロックで実施する予定。

#### (科目 (案))

- ・地域包括ケア概論
- ・地域診断（スクリーニング手法）研究
- ・組織マネジメント
- ・対人援助者監督指導（スーパービジョン）
- ・ファシリテート演習 等